

「学生等の学びを継続するための緊急給付金」 申請の留意事項

【はじめにお読みください】

この緊急給付金は、申請しても、必ず支給されるわけではありません。要件を満たす申請者が本学の推薦上限人数を超える場合は、日本学生支援機構等の奨学金の受給・申請状況や、家計・居住の状況などを参考に選考を行います。

【入力の際の留意点】

- ・必ず、本人のスマホ等から入力すること（1台のスマホから1人しか入力しないこと）。

▼基本情報

- ・日本学生支援機構の奨学生番号 → 記入不要

▼振込先情報

- ・必ず、本人名義の口座を記入
- ・日本学生支援機構の奨学生は、記入不要（受取口座を変更する場合のみ記入）

▼申し送り事項 → 全員必ず記入

支給対象者の要件（基準）で満たさないものがある場合や、以下のことがある場合は、特にわかりやすく記入すること。

- ・多子世帯（※）やひとり親世帯に該当する場合、家庭状況の詳細
※子供（就学者、就学前の子。本人含む。）が3人以上の世帯。
- ・証明書類の説明（書類にメモ書きできない場合は特に詳細に）
- ・証明書類が提出できない場合の理由

【証明書類】

- ・ファイル名は、できるだけわかりやすい名前をつけること。
（例：学籍番号6桁+賃貸契約書）
- ・書類は文字が判別できるように撮影すること（ピンボケ厳禁）。

▼自宅外関係

- ・賃貸契約書等の写し → 本人氏名、申請日が含まれる契約期間がわかること
- ・在寮証明書（本学寮生） → 不要

▼家庭からの仕送り、バイト収入関係

- ・預貯金通帳の写し → 氏名や口座番号の部分は不要
→ 入出金記録の部分を提出する際は、それが何を証明するのかメモ書きする、または「申し送り事項」に詳細を記入すること。（仕送りの状況なのか、アルバイト収入の減少等なのか）
- ・アルバイト先からの給与明細 → 本人氏名、支給月がわかること

▼既存の支援制度の利用状況

- ・第一種奨学金の奨学生証 → 不要